

## 寺院の適切な管理運営について

### ▷ 会計・税務 ⑥

寺院活動支援部 〈一般寺院担当〉

宗門総合振興計画の一環として、適正な寺院運営に資するため、『宗報』（令和2年4月号）より、宗教法人の会計・税務について、掲載しております。  
今号は、決算の処理について掲載いたします。

#### ▽ 決算の処理

##### 1. 決算にあたっての準備及び手順

決算とは、会計年度末にこれまでに作成してきた会計帳簿等を整理し、予算の執行としての収入・支出の実績をひとまとめにして、当初の計画がどのように行われたかを金銭面から表し、また、1年間の収支の結果、年度末の財産状態がどのようなものであるかを表す会計事務上の手続きをいいます。

決算作業は、会計年度終了日（3月31日）の翌日から徐々に資料の整理を行います。

決算作業で確定した数値については、その後の「収支計算書」及び「財産目録」の作成に使用しますので、ミスのないよう注意が必要です。

【決算作業の手順】

- ① 現金出納帳・預金出納帳、予算管理簿、その他の補助簿と金額の最終確認を行い、再度、領収書・請求書等の書類と証憑書類と突合する。
- ② 科目間違いや帳簿に記載されている内容のミスがないか再度確認する。
- ③ 手許現金と帳簿残高との一致を確認するため実査を行う。
- ④ 預金等については、期末残高が正しいか否かを確認するための残高証明書を手にする。普通預金については、利息等も発生しているため注意する。
- ⑤ 決算時の所有財産が財産管理簿と一致しているかどうか確認を行う。
- ⑥ 取引発生が期中に行われ、支払い等が会計期間終了後に発生するもので一般的に経過勘定項目（未払金、未払費用、未収金、未収入金）と呼ばれる取引がないかどうか確認を行う。経過勘定項目については、決算整理仕訳を行う。
- ⑦ その他必要に応じて、突合、実査、確認を行う。

2. 収支計算書の作成

「収支計算書」とは、会計年度のすべての収入、支出の明細表であり、予算と対比することにより、予算の執行状況を明らかにする書類です。

「収支計算書は、収支の予算額と決算額を対比して表示する。宗教法人会計の指針では、収支計算書の表示については

収支計算書(例)  
自 ○○年4月1日  
至 △△年3月31日

(収入の部)

科目	決算額	予算額	対比△減	備考
1. 宗教活動収入	7,837,650	6,500,000	1,337,650	
2. 資産管理収入	8,464,525	7,500,000	964,525	
3. 雑収入	12,762	0	12,762	
4. 繰入金収入	500,000	400,000	100,000	
5. 貸付金回収収入	100,000	100,000	0	
6. 借入金収入	500,000	500,000	0	
7. 特別預金取崩収入	0	2,000,000	△ 2,000,000	
8. 預り金収入	55,920	0	55,920	
当年度収入合計 (A)	17,470,857	17,000,000	470,857	
前年度末現金預金 (B)	3,941,530	4,000,000	△ 58,470	
収入合計 (C) = (A) + (B)	21,412,387	21,000,000	412,387	

(支出の部)

科目	決算額	予算額	対比※超過	備考
1. 宗教活動支出	3,385,274	3,500,000	114,726	
2. 人件費	5,549,500	5,800,000	250,500	
3. 繰入金支出	430,000	600,000	170,000	
4. 資産取得支出	6,495,300	6,500,000	4,700	
5. 借入金償還支出	270,000	270,000	0	
6. 特別預金支出	100,000	100,000	0	
7. 預り金支出	25,150	30,000	4,850	
8. 予備費	0	200,000	200,000	
当年度支出合計 (D)	16,255,224	17,000,000	744,776	
当年度末現金預金 (E)	5,157,163	4,000,000	※1,157,163	
支出合計 (F) = (D) + (E)	21,412,387	21,000,000	※412,387	

(注)太枠内は、宗派、教区(沖縄県宗務特別区)及び直轄寺院・直属寺院各種会計決算書の記載方法に基づいています。

ものである」とされています。

宗教活動の具体的な計画を実現するため、1年間の収入と支出を見積もって予算を編成しますが、決算での予算対比は予算と実績との違いが差額という形で数値化されるため非常にわかりやすいものとなっています。

### 3. 財産目録の作成

「財産目録」とは、会計年度末時点における宗教法人の保有するすべての資産（土地、建物、動産、現金等）とすべての負債（借入金等）の内容とを、種類、性質ごとに整理したもので、宗教法人の財産状態を明らかにする書類です。

財産目録の作成については、財産管理簿を作成している宗教法人は財産管理簿を転記すれば財産目録が作成できます。しかし、財産管理簿を作成していない宗教法人にあつては宗教法人で所有している財産の整理を一から行わなければならないこととなります。そのため、毎年、所轄庁に提出が義務付けられている財産目録の作成のためにも、財産管理簿を適正に作成するようにしましょう。

▽宗門においては、寺院の財産について、寺院規程第32条に特別財産、基本財産及び運用財産と規定されています。〔『宗報』（令和2年6月号）参照〕

財産目録に記載するこれらの財産の総額が宗教法人の資産合計となります。

財産目録には上記財産以外にも負債について記載することになります。負債とは、銀行や個人からの借入金、預り金等が該当します。そして、これらを合計したものが負債合計となります。

資産合計から負債合計を差し引いた金額がその宗教法人における正味財産となります。

本内容は、宗派顧問税理士「税理士法人ゆびすい」編著の『実務がわかる「宗教法人会計・税務」基礎から行政手続きまで』（株式会社出版文化社、2018）に基づき、掲載しております。

